



福岡県医第2560号(地)

平成21年 3月18日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

厚生労働省通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より日本医師会を通じて別紙のとおり周知方依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行う巡回診療に関する医療法上の取り扱いを定めた厚生労働省通知を改正するものです。

改正点は、巡回診療に予防接種を含むことを明確にしたこと、同通知の対象である公益法人等に医療法人を含めたことの二点です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事	名取一幸
医業経営担当理事	廣瀬真恵
医療保険担当・地域保健副担当理事	毛利康茂
医療保険副担当理事	島田昇二郎
会長	丸山 泉

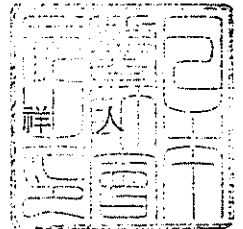
日医発第 1148 号 (地 I 214)

平成 21 年 3 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



厚生労働省通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、「『巡回診療の医療法上の取り扱いについて』の改正について」の通知がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる健康診断の実施等を目的として行う巡回診療に関する医療法上の取扱を定めた厚生労働省通知を改正するものであります。改正点は、巡回診療に予防接種を含むことを明確化したこと、同通知の対象に医療法人等を含めたことの二点であります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

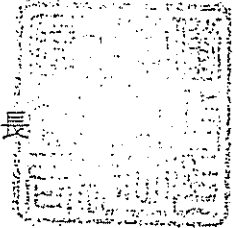


医政発第 0302006 号
平成 21 年 3 月 2 日

社団法人 日本医師会会長

殿

厚生労働省医政局長



「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。



医政発第 0302005 号
平成 21 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」の改正について

巡回診療については、これまで、公衆又は特定多数人に対して医療が行われるものであり、原則として診療所の開設に該当するものとして取り扱っているところである。しかしながら、地方公共団体、公的医療機関の開設者及び公益法人等が無医地区における医療の確保等を目的として特に必要な巡回診療を行う場合については、その手続を簡素化しているところである。

今般、「構造改革特区の第十二次提案等に対する政府の対応方針」（平成二十年三月七日構造改革特別推進本部決定）において、「医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。」こととしたところである。

これを踏まえ、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和三十七年六月二十日医発第五百五十四号厚生省医務局長通知）」を別添のとおり改正し、医療法人等が行う巡回診療についても他の公的医療機関と同様にその設置目的に合致し、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には対象となることを確認することとしたので通知する。

なお、巡回診療において行われる予防接種についても同様であることを確認する。

貴職におかれては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回診療の医療法上の取扱いについての周知をお願いする。

(別添)

○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
いわゆる巡回診療(<u>巡回診療において行われる予防接種も含む。</u>)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等(<u>医療法人も含む。</u>)が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると考えられるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。 (略)	いわゆる巡回診療については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると考えられるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。 (略)

(開設の許可等)

○巡回診療の医療法上の取り扱いについて

〔昭和三七・六・二〇 医発五五四
各都道府県知事宛 厚生省医務局長通
知〕

いわゆる巡回診療については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として地方公共団体、公的医療機関の開設者又は公益法人等が行なう巡回診療であつて、その実施主体の設置目的に合致するものであり、かつ、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に關しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いには、巡回診療が特に必要である場合に認められるものである。巡回診療実施計画及び実施主体の定款又は寄附行為等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなった場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。

記

第一 この取り扱いには、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものであること。

- 1 巡回診療車又は巡回診療船であつて当該車輛又は船舶内において診療を行なうことができる構造となつてゐるもの（以下「移動診療施設」という。）を利用する場合。
- 2 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反覆継続（おおむね毎週二回以上とす

る。）して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行なわれることのないもの。

第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに關する指導監督については次のとおりとする。

- 1 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものではない場合。
- (1) 巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手續をとるものとする。
- (2) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。

ア 実施主体が当該都道府県内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に併せて、当該都道府県内の連絡場所を記載させること。

イ 開設の場所に代えて、おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。

これを變更したときも同様とすること。

ウ 開設の目的及び維持の方法については診療報酬の徴収方法を併記させること。

エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。

なお、これを變更した場合には変更許可の手續をとらせること。

- (2) のイに記した医師又は歯科医師である実施責任者をもつて管理者とみなして差し支えないこと。なお、この場合に医療法第十二条第二項の規定に基づく許可は要しないものとして差し支えないこと。
- (4) 医療法施行令第四条の二第一項及び第二項の規定に基づく届出は、行なわなくて差し支えないこと。
- (5) 開設の許可をなすにあつては、当該巡回診療を行なうためにのみ許可されることが及び(2)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であつて、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。

- (6) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

2 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

- (1) 新たに診療所開設の手續を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを變更したときも同様とすること。

ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地

ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画

エ 巡回診療を行なうとする科目

オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法

カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要

要

キ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為

- (2) (1)のウに記した医師又は歯科医師である実施責任者をして当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に關する規定に則つて巡回診療を管理させること。
- (3) 巡回診療の実施に關しては、医療法施行令第四条又は第四条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとして差し支えないこと。
- (4) 巡回診療を行なうにあつては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

3 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であつても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合

- 1と同様の取り扱いとすること。